

## 南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 ファイリングシステムの導入の支援に係る事業の委託業者（以下「委託業者」という。）の選定等を行うため、南三陸町ファイリングシステム導入支援事業委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 企画課長
- (3) 建設課長
- (4) 町民税務課長
- (5) 保健福祉課長
- (6) 病院事務長

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は総務課長とし、副委員長は企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委託業者の選定に関すること。
- (2) 委託業者の募集方法に関すること。
- (3) 応募要項に関すること。
- (4) 提案書等に関すること。
- (5) 評価基準及び評価方法に関すること。
- (6) 受託者等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほかファイリングシステムの導入の支援に係る事業の委託に関すること。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に町の関係職員、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年1月19日から施行する。